

国民健康保険税の納税通知書・ 決定通知書を7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる、国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を

必ずご確認ください

納付書または口座振替により納付する方には、納税通知書と決定通知書を送付します。すでに年金天引きで納付している方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率について

令和6年度の保険税の税率は表1のとおりです。国の法令改正に合わせ、課税限度額を改正しました。



表1

国保税は①～⑦の 合計額で算出	全加入者		40歳～64歳の方
	基礎分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	① 7.3%	④ 2.7%	⑥ 2.1%
均等割 (一人当たり)	② 20,000円	⑤ 10,000円	⑦ 16,000円
平等割 (一世帯当たり)	③ 20,000円	なし	なし
課税限度額	65万円	24万円 (2万円増)	17万円

※所得割は、前年の所得から基礎控除43万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。
※未就学児分の均等割は半額となります。

表2

	令和6年度
7割軽減 (改正なし)	$43万円 + 10万円 \times A$
5割軽減	$43万円 + 29.5万円 \times B + 10万円 \times A$
2割軽減	$43万円 + 54.5万円 \times B + 10万円 \times A$

A = (給与所得者等の数 - 1)
※給与所得者等の数は、一定の給与所得者（給与収入55万円超）の人数と公的年金等の支給（65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円（特別控除15万円を含む）超）を受ける人数の合計
B = (被保険者 + 特定同一世帯所属者数)
※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で継続して同一世帯に属する方

所得が一定以下の世帯を対象とした軽減制度があります（申請不要）
国の法令改正に合わせ、軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額（表2）以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。
所得不明な方がいる場合は、軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

表3

該当要件	①離職日が令和5年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」（「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号）であること 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届け出に必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
届出場所	国保年金課または本納支所

特例対象被保険者等の 負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職した方は、表3の全ての要件に該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。

※令和5年3月31日から令和6年3月30日の間に離職し、届け出をして令和5年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、令和6年度分も自動的に軽減が適用されます。

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます（令和6年1月）

◆対象者

国民健康保険に加入していて、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方
※妊娠85日（4カ月）以上の出産に限る（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む）。

◆対象期間

出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月相当分（4カ月分）

◆必要書類

届出書、母子手帳など親子関係を明らかにする書類、本人確認書類
※出産予定日の6カ月前から届け出ができます。

詳しくは、国保年金課ウェブページをご覧ください。



問合せ

国保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600